

## 三井高利顕彰映像制作業務委託仕様書

本仕様書は、三井高利顕彰映像制作業務委託にあたり、事業者において必須とする事項を定めるものとする。企画提案書等は本仕様書を踏まえ、作成を行うこととする。

### 1. 委託業務の名称

三井高利顕彰映像制作業務委託

### 2. 制作業務

#### (1) 動画制作の企画

業務に関する企画を立案し、業者の着想やノウハウを生かして動画制作を行うこと。

#### (2) 動画制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集、グラフィック作業等の業務一式

演者、役者などは使わず、ゆかりの場所・資料・地元住民・研究者などのインタビュー等で構成すること。

制作に関する関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請、権利確認などの動画制作に関連する業務を契約履行完了まで行うこと。

#### (3) 出演者等の概要資料の作成

出演者との交渉、出演者の資料を概要資料にして提出すること。

#### (4) 動画制作の監修

作成した動画に関する情報に誤りや問題点がないかを確認、監修すること。

#### (5) 校正

校正の回数は3回以上とする。

校正にあたっては、受注者が発注者まで来庁すること。なお、その時点でWindowsMediaPlayer(Windows7WMP12)で再生できる形式で格納したファイル(USBメモリ、DVD-ROM等)を持参すること。持参した映像ファイルは、投影を行って内容を確認し、校正等の意見交換を行うこと。

#### (6) その他上記業務に付随する業務

### 3. 用途

- ・豪商のまち松阪観光交流センター2階や松阪市ホームページ等で公開し、松阪市をPRする。

### 4. 制作本数と内容

#### (1) 制作本数及び再生時間

- ①本編(10分程度)……………1本
- ②ダイジェスト版(1分程度)……………1本

## (2) 内容

### ①サムネイル

動画を見てもらう顔となり、動画を見てもらうきっかけになるので、目を引く工夫をすること。

### ②オープニング

視聴者が本編を観たいと思える工夫を施すこと。

### ③サウンドエフェクト

映像に相応しい音楽や効果音を適宜挿入すること。

### ④キャスティング

歴史のまち松阪の魅力を視聴者のニーズとつなげることに主眼をおいてキャスティングを行うこと。なお、必要に応じて観光や歴史の魅力を際立たせるためのナレーションを入れること。

### ⑤その他

- ・肖像権、差別用語等の人権、個人情報に十分注意すること。
- ・動画制作にあたり、目的の範囲内で松阪市が所有する素材を提供することができる。

## 5. 動画制作の留意点

- (1) 三井家発祥地をはじめとした三井高利にゆかりのある場所等を紹介し、その功績を顕彰するとともに、松阪市との歴史的なつながりや関係性を示したものとし、観る人の心をつかむ工夫が凝らされていること。
- (2) 観光誘客に資するものとする。
- (3) 三井高利に関して、史実あるいは最新の研究成果に基づいた内容とすること。

## 6. 動画の仕様

### (1) 動画ファイルの規格

フルハイビジョン（1920×1080）映像とすること。

(YouTube 及び市のホームページで再生可能な形式 (WMV, MPEG4, MOV))

### (2) 動画の規格は 16:9 とすること。

## 7. 制作物の権利関係

- (1) 三井高利顕彰映像制作業務における成果品の原版及びデータの所有権並びに動画の著作権、一切の権利は松阪市に帰属するものとし、著作権が第三者に帰属する写真・イラスト・音楽等は使用しないこと。
- (2) 制作物に係る著作者人格権は行使しないこと。
- (3) 出演者等に係る肖像権については、使用期限を定めないこと。
- (4) 制作物は、第三者の特許権、実用新案権その他の工業所有権等に抵触しないものとし、制作物に使用期限が発生しないように制作すること。
- (5) 万が一、前述権利に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任と費用負担に

においてこれを解決すること。また、契約期間後においても同様とする。

## 8. 納品

### (1) 納入期限

令和5年3月24日（金）

### (2) 納品場所

松阪市産業文化部文化課

### (3) 納入品

ア. Blu-ray Disc            5枚（ジャケットカバー及びタイトルラベル付。  
コピー可能なもの）

イ. DVD Disc            5枚（ジャケットカバー及びタイトルラベル付。  
コピー可能なもの）

ウ. 映像データ

- ・ 本編…………… 1種類
- ・ ダイジェスト版…………… 1種類

エ. 映像内容に関する資料（制作に使用した写真や各シーンの静止画等）を保存したDVD

## 9. 検査

委託者は納入品の確認後8日以内に検査を行う。

## 10. 支払

費用の支払いは、委託業務完了の確認をした後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

## 11. その他

- (1) 成果物の著作権は契約金額の支払いが完了した時点をもって、委託者に譲渡されるものとする。
- (2) 成果物に使用される既存の著作物の著作権については委託者に帰属しない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途、協議するものとする。
- (4) 次の内容は、委託業務に含むものとする。

①資料、素材の収集

②肖像権や著作権について必要な手続き（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（YouTube等へのアップ、テレビ局等への提供・貸出を含む。）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）

③使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担